

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	サイバーセキュリティの確保のための取組を支援する専門家である「情報処理安全確保支援士」創設及びこれに伴う各種制度の整備等の措置を講ずる政策
担当部局	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 電話番号: 03-3501-2646 e-mail: joshin@meti.go.jp
評価実施時期	平成28年1月
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【現状及び問題点】</b>          情報技術の浸透や技術の複雑化により、サイバー攻撃が増加するとともに、攻撃手法も巧妙化してきている中、政府機関、独立行政法人、特殊法人及び民間企業等(以下「事業者等」といいます。)が主体的に自らのサイバーセキュリティを確保できるようにすることは我が国にとって喫緊の課題となっています。他方で、サイバーセキュリティをめぐる状況や最新の攻撃情報等は刻一刻と変化し、専門性も高まってきていることから、事業者等が具体的な取組に当たっては、何をすれば良いのか等について悩みを抱えることが多い状況にあります。このため、事業者等からのサイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことが出来る専門性を有する者である「情報処理安全支援士」の資質の確保及び計画的な養成を図り、事業者等によるサイバーセキュリティの確保のための取組を支援することが重要です。</p> <p><b>【規制の目的、内容及び必要性】</b>          (1)情報処理安全確保支援士制度の創設に係る試験・登録・講習制度の導入          ①規制の目的:政府機関、独立行政法人、特殊法人及び民間企業等(以下「事業者等」といいます。)のサイバーセキュリティの確保のための取組を支援する専門家である「情報処理安全確保支援士」の資質の確保及び計画的な養成を図ります。</p> <p>②規制の内容:事業者等のサイバーセキュリティの確保のための取組についての専門性を有する者として「情報処理安全確保支援士」を法律上の資格として位置づけるため、情報処理安全確保支援士試験を創設することとします。サイバーセキュリティ対策を強化するため、専門家たる情報処理安全確保支援士の知見の活用を希望する事業者等が、当該人材の活動地域・分量を適正に把握できるようにするため、情報処理安全確保支援士試験に合格した者は、大臣の登録を受けて情報処理安全確保支援士となることができるとし、情報処理安全確保支援士の質を維持するため、登録された者に対して講習受講を義務づけることとします。</p> <p>③規制の必要性:情報技術の浸透や技術の複雑化により、サイバー攻撃が増加するとともに、攻撃手法も巧妙化してきている中、事業者等が主体的に自らのサイバーセキュリティを確保できるようにすることは我が国にとって喫緊の課題となっています。他方で、サイバーセキュリティをめぐる状況や最新の攻撃情報等は刻一刻と変化し、専門性も高まってきていることから、事業者等は具体的な取組として、何をすれば良いのか等について悩みを抱えることが多い状況にあります。このため、事業者等からのサイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことが出来る専門性を有する者である「情報処理安全確保支援士」の資質の確保及び計画的な養成を図り、事業者等によるサイバーセキュリティの確保のための取組を支援することが重要です。</p>

	<p>(2) 情報処理安全確保支援士の秘密保持義務等の義務付け  ① 規制の目的: 政府機関、独立行政法人、特殊法人及び民間企業等のサイバーセキュリティの確保のための取組を支援する専門家である「情報処理安全確保支援士」の資質の確保及び計画的な養成を図ります。</p> <p>② 規制の内容: 有資格者に対し、情報処理安全確保支援士全体の信用を保持するために、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務を設けます。情報処理安全確保支援士の義務に違反があった場合には、登録の取消し、名称の使用の停止等の措置を講じ、また、秘密保持義務に違反した場合は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処します。</p> <p>③ 規制の必要性: サイバーセキュリティという情報の特殊性からそれに係る情報の機密性は極めて高いものと考えられるところ、事業者等が安心して相談を行えるようにするためには、情報が漏えいすることのないような仕組みが必要と考えられます。</p> <p>(3) 情報処理安全確保支援士制度における名称独占の導入  ① 規制の目的: 政府機関、独立行政法人、特殊法人及び民間企業等のサイバーセキュリティの確保のための取組を支援する専門家である「情報処理安全確保支援士」の資質の確保及び計画的な養成を図ります。</p> <p>② 規制の内容: 事業者等が情報処理安全確保支援士を活用したい場合に、情報処理に関する専門的な知識・技能を有した者が明確でなければ社会的な混乱を招くおそれがあり、当該混乱を避けるために必要最小限度の規制として、情報処理安全確保支援士でない者は、情報処理安全確保支援士名称を使用してはならないこととします。また、情報処理安全確保支援士でない者が情報処理安全確保支援士の名称を使用した場合には、罰則を適用します。</p> <p>③ 規制の必要性: 現状においては、事業者等によるサイバーセキュリティの確保のための取組についての専門性を有することを示す国家資格は存在していないことから、知識・技能のレベルに関わらず「情報処理安全確保支援士」と称することが可能です。情報処理安全確保支援士を名称独占資格とすることにより、有資格者の資質等を公的に担保することで、事業者等からの信頼を高めることによって、情報処理安全確保支援士の活用を進むと考えられます。それにより、事業者等の適切なサイバーセキュリティの確保を促進します。</p>	
<p>想定される代替案</p>	<p>(1) 情報処理安全確保支援士制度の創設に係る試験・登録・講習制度の導入  登録制度及び講習制度は導入せず、情報処理安全確保支援士に能力向上の努力の責務をガイドライン等で周知することとします。</p> <p>(2) 情報処理安全確保支援士の秘密保持義務等の義務付け  有資格者に、ガイドライン等を通じて信用失墜行為をすべきでないこと、業務に関して知り得た秘密を漏洩・盗用すべきでないことを周知することとします。</p> <p>(3) 情報処理安全確保支援士制度における名称独占の導入  名称独占資格とはせず、情報処理安全確保支援士試験に合格し資格の登録をした者が事業者等のサイバーセキュリティの確保のための取組についての専門的な知識・技能を有している者であることを周知することとします。</p>	
<p>規制の費用</p>	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(1) 情報処理安全確保支援士試験の受験者には、受験のための費用、情報処理安全確保支援士としての登録を希望する者には登録のための費用が発生します。また、情報処理安全確保支援士は、講習義務に違反した場合、登録の取消し、名称の使用の停止等の措置が講じられる場合があります。</p> <p>(2) 国において、制度を周知するための費用及び守秘義務違反をした者に対して指導等を行うための費用が発生します。</p> <p>(3) 情報処理安全確保支援士の名称を使用しようとする者において、情報処理安全確保支援士試験を受験するための費用が発生します。情報処理安全確保支援士でない者において、情報処理安全確保支援士の名称を使用した場合には、罰則が適用される場合があります。</p>	<p style="text-align: center;">代替案1の場合</p> <p>(1) 情報処理安全確保支援士試験の受験者には、受験のための費用が発生します。</p> <p>(2) 遵守費用は発生しないものと考えられます。</p> <p>(3) 遵守費用は発生しないものと考えられます。</p>
<p>(遵守費用)</p>	<p>(1) 国において、制度を周知するための費用が発生します。</p> <p>(2) 国において、制度を周知するための費用及び守秘義務違反をした者に対して指導等を行うための費用が発生します。</p> <p>(3) 国において、制度を周知するための費用及び守秘義務違反をした者に対して指導等を行うための費用が発生します。</p>	<p>(1) (2) 国において、有資格者へのガイドライン等の作成、周知のための費用が発生します。</p> <p>(3) 国において、情報処理安全確保支援士資格の周知のための費用が発生します。</p>
<p>(行政費用)</p>		

	<p>(その他の社会的費用)その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。</p>	<p>(1)登録簿が備えられないため、情報処理安全支援士の所在が公開されず、情報処理安全支援士の活用を希望する事業者等が適切な人材を見つけることに費用がかかります。また、日々サイバー攻撃が増加及び巧妙化する中、過去に一度試験に合格した者でも情報処理安全支援士として名乗ることが可能となるため、アクセスできた情報処理安全支援士が最新のサイバー攻撃の実態をふまえた対応をとる能力があるか事業者等が判断することが困難となる恐れがあります。</p> <p>(2)情報処理安全確保支援士の信用失墜行為の禁止、秘密保持義務が義務づけられないため、情報処理安全確保支援士に相談をした者のサイバーセキュリティに係る情報等が漏えいする可能性が高まるものと考えられます。また、仮にそうした事象が生じない場合でも、法的な担保がないことから、事業者等が相談に躊躇するなど、情報処理安全確保支援士に対して相談すべき者が相談を忌避する可能性が生じると考えられます。</p> <p>(3)事業者等のサイバーセキュリティの確保のための取組について専門的な知識・技能を有しない者であっても情報処理安全確保支援士の名称を使用することができるため、情報処理安全確保支援士の知識・技能の質を外形的に判断することができなくなります。これにより、事業者等が当該判断の負担を強いられることになったり、知識・技能の質が低い情報処理安全確保支援士に相談した場合には事業者等のサイバーセキュリティが脅威にさらされる恐れがあります。</p>
<p>規制の便益</p>	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>(1)情報処理安全確保支援士制度の創設に係る試験・登録・講習制度の導入  情報処理安全確保支援士の情報が登録簿に掲載されて公表されることで、事業者等、情報処理安全確保支援士の活用を希望する者が情報処理安全確保支援士にアクセスすることを容易にします。また、登録されている情報処理安全確保支援士は法定の講習を受講しているため、常に最新のサイバーセキュリティに関する知識を持った高い質を担保できます。</p> <p>(2)情報処理安全確保支援士の秘密保持義務等の義務付け  情報処理安全確保支援士に相談をした者のサイバーセキュリティに係る情報等に配慮することにより、情報処理安全確保支援士の信用を保持し、事業者等が安心して相談を行うことができるため、情報処理安全確保支援士の活用が進むことが期待されます。</p> <p>(3)情報処理安全確保支援士制度における名称独占の導入  事業者等のサイバーセキュリティの確保のための取組についての専門的な知識・技能を有する者が明確となり、情報処理安全確保支援士資格への信頼が高まり、情報処理安全確保支援士の活用が進むことが期待されます。</p>	<p style="text-align: center;">代替案1の場合</p> <p>(1)有資格者へのガイドライン等を示すことにより情報処理安全確保支援士の質の担保に一定の効果がある可能性がありますが、法的な義務ではないことから能力向上にばらつきが生じる恐れがあります。</p> <p>(2)有資格者へのガイドライン等を示すことにより情報処理安全確保支援士の信用に一定の効果がある可能性がありますが、法的な義務ではないことから個人情報等の悪用等の防止に関し法的に担保することができず、情報処理安全確保支援士の活用が進まないことが想定されます。</p> <p>(3)情報処理安全確保支援士の活用に一定の効果がある可能性がありますが、事業者等のサイバーセキュリティの確保のための取組についての専門的な知識・技能を有しない者であっても情報処理安全確保支援士の名称を使用することができるため、セキュリティという業務の性格上、情報処理安全確保支援士が利用者の機微な情報に立ち入ることも容易に想定されるところ、情報処理安全確保支援士への信頼は高まらず、情報処理安全確保支援士の活用が進まないことが想定されます。</p>

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1)情報処理安全確保支援士制度の創設に係る試験・登録・講習制度の導入 本制度の導入により、一定の遵守費用は必要になりますが、遵守費用をかけることによって最新のセキュリティの知識を持った質の高い情報処理安全確保支援士が供給され、サイバー攻撃が増加し巧妙化する昨今の状況で事業者等のサイバーセキュリティを確保することに寄与するという、より大きな社会的な便益につながるものと考えられます。 代替案を講じた場合であっても、情報処理安全確保支援士の質の担保に一定程度の便益を得ることはできますが、社会的費用すなわち事業者等が質の高い情報処理安全確保支援士にアクセスするための費用が多く生じることとなるため、本規制は、代替案より適切であると考えられます。</p> <p>(2)情報処理安全確保支援士の秘密保持義務等の義務付け 本規制の導入により、情報処理安全確保支援士の義務に違反した者にかかる限られた費用の下で、サイバーセキュリティに係る情報等に配慮することにより情報処理安全確保支援士の信頼性を確保し、労働者が安心して相談を行うことができ、事業者の情報処理安全確保支援士に対する相談が促進されるという、より大きな社会的便益につながるものと考えられます。 代替案を講じた場合には、事業者等のサイバーセキュリティに係る情報等の漏えいなどの可能性が高まるなど社会的費用が大きくなることに加え、情報処理安全確保支援士の信頼性の確保が不十分であり、情報処理安全確保支援士に対する相談を忌避する可能性など社会的便益も小さくなると考えられることから、本規制は代替案より適切であると考えられます。</p> <p>(3)情報処理安全確保支援士制度における名称独占の導入 本規制の導入により、国において情報処理安全確保支援士でない者が情報処理安全確保支援士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合に指導等を行うための行政費用が発生するものの、事業者等のサイバーセキュリティの確保のための取組についての専門的な知識・技能を有する者が明確となり、情報処理安全確保支援士資格への信頼が高まり、情報処理安全確保支援士の活用が進むことが期待されます。 一方、代替案では、国において情報処理安全確保支援士資格の周知のための費用が発生する上、事業者等のサイバーセキュリティの確保のための取組についての専門的な知識・技能を有しない者であっても情報処理安全確保支援士の名称を使用することができるため、情報処理安全確保支援士の知識・技能の質を外形的に判断することができず、事業等が当該判断の負担を強いられることになったり、知識・技能の質が低い情報処理安全確保支援士に相談した場合には事業者等のサイバーセキュリティの確保に支障が生じたりする可能性があり、情報処理安全確保支援士の活用が進まないことが予想されることから、本規制は代替案より適切であると考えられます。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>「セキュリティ人材の確保に関する研究会 中間報告」(平成27年8月セキュリティ人材の確保に関する研究会)より (1)登録制度導入の意義 現在の試験制度で指摘される課題を解決するため、新たに、質と人定という2つの識別機能と実務経験の申告・公開機能を有する制度を提言する。 ① 更新制の必要性(最新知識保有など「質の識別機能」) 技術革新が著しいにもかかわらず、試験合格後も最新の知識・技能を継続的に保有していることを確認する手段がない。最新の知識・技能に追いついていない試験合格者の存在を指摘する声もある。 このため、例えば、一定の更新年限を定めて試験の一部を再受験させる、一定の実務経験を継続的に積む、最新の専門的知識を習得していることを確認するといった、更新時に一定の条件を課して知識・技能の陳腐化を防止する制度を創設し、資格登録者であれば最新の専門的知識・技能を有していることを識別できるようにする。 ② 登録制の必要性(試験合否情報など「人の識別機能」)情報セキュリティ人材の需要が増加しても、人材を識別する手段が存在しない。IPAでは、試験合格者の合格時点での人定情報を保有するだけで、個人情報であるため、外部に公開していない。 このため、資格登録者の人定情報を登録する制度を創設し、資格登録者か否かを客観的に識別できる手段を提供する。なお、これだけでは既存の試験について合格者名簿の公開と同じだが、上述の更新制度の受け皿機能に加えて、登録制度に実務経験の申告・公開の機能の付加など、制度の効果的な活用を期待する。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。</p>
<p>備考</p>	